

## 文通費の使途公開，支出基準の明確化，返還規定の整備等を求める意見書

国会議員の文書通信交通滞在費（以下「文通費」という）は，国会法第38条に「議員は，公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため，別に定めるところにより手当を受ける」に規定されています。併せて，国会議員の歳費，旅費及び手当等に関する法律第9条により，「各議院の議長，副議長及び議員は，公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため，文書通信交通滞在費として，月額百万円を受ける」，2「前項の文書通信交通滞在費については，その支給を受ける金額を標準として，租税その他の公課を課することができない」と規定されています。

10月31日に行われた衆議院選挙において，任期1日で1か月分の文通費が支給されたことに対して批判が起きました。このことは速やかに見直すべきですが，同様に見直すべき課題があります。

文通費の原資は税金であることから，地方議会の政務活動費と同じように，年度ごとの会計帳簿と領収書の公開，支出基準の明確化，目的外支出と年度終了時に残金が発生した時の返還規定の整備等が必要です。

現在，自主公開している政党の文通費の支出を見ると，政治団体寄付，研究会寄付，人件費，携帯電話代，NHK受信料，議員連盟会費などに使用されています。文書，通信，交通，滞在関係経費について，解釈を拡げることなく，使途基準を明確にすることが必要です。

同時に，使途基準に違反した場合及び年度末に文通費が余った時は，国庫に返納できるようにする必要があります。

よって狛江市議会は政府等に対し，国民の信頼に応えるべく，一日も早く下記の事項をとりいれた抜本的な制度改正に取り組むことを強く求めるものである。

### 記

- 1 年度ごとに領収書等を付した使途の報告書の提出を義務付け，報告書を公開すること。
- 2 使途基準を明確化すること。
- 3 目的外支出と年度終了時に残金が発生した時の返還規定を整備すること。

4 日割り支給にすること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）12 月 22 日

東京都狛江市議会

令和 3 年 12 月 22 日 原案否決